

議案第 29 号

久喜市立保育所保育料等徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、保育料及び延長保育料（以下「保育料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育料 久喜市保育所条例（平成22年久喜市条例第 121 号）第 2 条に規定する保育所における保育の実施に係る保育費用をいう。

(2) 延長保育料 久喜市立保育所の延長保育の実施に関する規則（平成27年久喜市規則第 号）により実施する延長保育に係る保育料をいう。

(保育料の額)

第 3 条 保育料の額は、別表第 1 の範囲内とし、久喜市教育・保育に係る保育料に関する規則（平成27年久喜市規則第 号）で定める額とする。

(延長保育料の額)

第 4 条 延長保育料の額は、別表第 2 のとおりとする。

(納入義務者)

第 5 条 保育料等の納入義務者は、保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）とする。

(保育料等の納付)

第 6 条 保護者等は、保育料等を、毎月末日（12 月にあつては、保育料は25日までに、延長保育料は28日）までに、当該月分を納付しなければならない。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を納付期限とする。

(保育料等の決定通知)

第 7 条 市長は、第 3 条又は第 4 条の規定により徴収する保育料等の額を決定し、又は変更したときは、保護者等へ通知しなければならない。

(保育料等の減免)

第 8 条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。

(保育料等の督促)

第 9 条 市長は、保護者等が保育料等を納付期限までに完納しないときは、期限

を指定して督促しなければならない。

（保育料の滞納処分）

第10条 市長は、前条の規定による督促を受けた保護者等が、保育料をその指定された期限内に完納しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

（準用）

第11条 第6条（延長保育料に関する規定を除く。）から第10条までの規定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第6条第4項に規定する保育料について準用する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた保育料等の徴収について適用し、同日前に生じた保育料の徴収については、久喜市保育料の徴収に関する規則（平成22年久喜市規則第90号）の規定を適用し、延長保育料の徴収については、久喜市立保育所の時間外保育及び延長保育の実施に関する規則（平成22年久喜市規則第91号）の規定を適用する。

別表第1(第3条関係)

| 階層区分 | 徴収金基準額(月額) | | | |
|----------------------------------|------------|----------|----------|---------|
| | 3歳未満児 | | 3歳児以上 | |
| | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 生活保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 市民税非課税世帯 | 9,000円 | 9,000円 | 6,000円 | 6,000円 |
| 市民税所得割課税額48,600円未満の世帯 | 19,500円 | 19,300円 | 16,500円 | 16,300円 |
| 市民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満の世帯 | 30,000円 | 29,600円 | 27,000円 | 26,600円 |
| 市民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満の世帯 | 44,500円 | 43,900円 | 41,500円 | 40,900円 |
| 市民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満の世帯 | 61,000円 | 60,100円 | 58,000円 | 57,100円 |
| 市民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満の世帯 | 80,000円 | 78,800円 | 77,000円 | 75,800円 |
| 市民税所得割課税額397,000円以上の世帯 | 104,000円 | 102,400円 | 101,000円 | 99,400円 |

別表第2(第4条関係)

| 時間 | 階層区分 | 利用時間 | 延長保育料 (児童1人当 たり月額) | 延長保育料 (児童1人 当たり日額) |
|-------------------------|--------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 午前7時から 午前8時30分 まで | A階層及び B階層 | 30分延長か ら1時間30 分延長 | 0円 | 0円 |
| | その他の階 層 | 30分延長 | 1,000円 | 100円 |
| | | 1時間延長 | 2,000円 | 200円 |
| | | 1時間30分 延長 | 3,000円 | 300円 |
| 午後4時30分 から午後7時 まで | A階層及び B階層 | 30分延長か ら2時間30 分延長 | 0円 | 0円 |
| | その他の階 層 | 30分延長 | 1,000円 | 100円 |
| | | 1時間延長 | 2,000円 | 200円 |
| | | 1時間30分 延長 | 3,000円 | 300円 |
| | | 2時間延長 | 4,000円 | 400円 |
| | | 2時間30分 延長 | 5,000円 | 500円 |

備考

この表の階層区分は、久喜市教育・保育に係る保育料に関する規則別表第1の(2)及び(3)に定める階層区分をいう。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

公立保育所における保育の実施に係る保育料等の徴収に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。